

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課 （ 06-6208-9991 ）
処分課（担当）名	健康局健康推進部生活衛生課、大阪市保健所
処分の名称	食品の回収その他必要な措置命令
概要	アレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項として内閣府令で定めるものについて、消費者の生命又は身体に対する危害の発生又は拡大の防止を図るため緊急の必要があると認めるときは、食品関連事業者等に対し、食品の回収その他必要な措置をとるべきことを命じることができます。
根拠法令等 及び条項	<ul style="list-style-type: none"> ・食品表示法第 6 条第 8 項 ・食品表示基準 (https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/pdf/food_labeling_cms101_200716_18.pdf) ・食品表示法第 6 条第 8 項に規定するアレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令 ・食品表示法に基づく行政処分等事務取扱要領（健康局健康推進部生活衛生課、大阪市保健所食品衛生監視課、大阪市保健所生活衛生監視事務所窓口）に設置）
処分基準	食品表示法第 6 条第 8 項に規定するアレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令第 1 条に定められている事項について、食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をし、又は販売しようとする場合に、消費者の生命又は身体に対する危害の発生又は拡大の防止を図るため、緊急の必要があると認めるときは、食品表示法第 6 条第 8 項に基づき、食品関連事業者等に対し回収その他必要な措置を命じることができます。
ホームページ	
備考	